

堺市立総合医療センター 研修管理委員会要項

(設置)

第1条 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づき、臨床研修の実施に関する統括管理を行うことを目的とし、研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員構成)

第2条 委員会は、院長、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は院長が指名し、副委員長は委員の中より委員長が指名する。

3 委員会は、次の各号の委員で構成する。

- (1) 院長
- (2) 研修管理委員会委員長
- (3) 研修管理委員会副委員長
- (4) プログラム責任者
- (5) 協力型臨床研修病院の研修実施責任者
- (6) 臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (7) 看護局長
- (8) 薬剤・技術局長
- (9) 事務部門の責任者
- (10) 臨床研修医代表者（1年次・2年次各1名）
- (11) 医師、有識者等の外部委員
- (12) その他委員長が必要と認めた者

(所管業務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 臨床研修の統括管理に関すること
- (2) 研修プログラムの全体的な管理（プログラム作成・検討、およびプログラム間の調整）に関すること
- (3) 臨床研修医の全体的な管理（臨床研修医の募集・採用、中断・修了の可否、処遇、健康管理）に関すること。
- (4) 臨床研修医の研修状況の評価（全体評価、研修目標達成状況の評価、指導医の評価）および報告に関すること
- (5) その他の臨床研修に関すること

(招集・開催)

第4条 委員会は委員長が招集する。

1 委員会は、原則として年3回以上開催する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めるときは委員以外のものを委員会に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 必要に応じて小委員会を設置することができる。
- 5 委員の発意をもって臨時委員会を開催することができる。

(決議)

第5条 委員会は2分の1以上の委員の出席をもって成立する。但し、委任状の提出があった委員については、出席人数に加えることとする。議決は、全会一致を旨とする。但し、やむを得ない場合は出席者の過半数をもって決議する。

(議事録)

第6条 議事内容は、必要と認められる事項について関係各部署へ報告を行うものとする。院内LAN上に掲載し全職員が閲覧できるようにする。

(初期研修サポートチームの設置)

第7条 委員会の下部組織として、「初期研修サポートチーム」を設置する。

(初期研修サポートチームの構成)

第8条 初期研修サポートチームは、各研修科指導責任者もしくは各科指導医・上級医をもって構成する。また、オブザーバーとして、臨床研修医が当委員会に出席することができ、求められた時は意見を述べることができる。

(初期研修サポートチーム会議の開催および責務)

第9条 初期研修サポートチーム会議は、必要に応じて開催する。

- 2 初期研修サポートチームは、臨床研修が円滑に且つ効果的に行われるよう、臨床研修全般に関する実務を行う。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は臨床教育センターとする。

- 2 事務局は、臨床教育センター専任事務員で構成される。
- 3 事務局の所管業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 臨床研修指定病院の各種申請に関すること
 - (2) 臨床研修病院群各施設との連絡・調整に関すること
 - (3) 臨床研修医の募集・採用に関すること
 - (4) 委員会の運営事務に関すること
 - (5) 臨床研修医の相談窓口に関すること
 - (6) その他の臨床研修の事務手続きに関すること

(補則)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要項は、平成26年10月 1日から施行する。

平成27年 7月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和 元年10月 1日 一部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 3年10月 1日 一部改正